

## 他都市における職員倫理規範の内容について

### 名古屋市

#### 名古屋市職員の倫理の保持に関する条例・名古屋市職員倫理規則

##### 1. 倫理原則（条例第3条関係）

- (1) 職員は、市民から信頼される職員となるよう倫理意識の高揚に努め、民主的で透明性の高い市政の運営に当たらなければならない。
- (2) 職員は、法令等を遵守し、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (3) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (4) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- (5) 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (6) 職員は、職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- (7) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

##### 2. 倫理規則の整備（条例第6条関係）

- (1) 市長は、名古屋市職員倫理審査会（市長の附属機関）の意見を聴いた上で、職員倫理規則を定めるものとする（改廃（軽微な改正を除く。）の場合も同じ）。
- (2) 規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

##### 3. 責務（条例第4条・第5条関係）

- (1) 管理監督職員は、その地位の重要性を自覚して、管理又は監督の対象となる職員に対し、職務に係る倫理の保持のために必要な指導を行うものとする。  
また、公正な職務の執行を確保するため、倫理原則を踏まえ、職務の執行の方法を常に検討し、その改善を図るとともに、管理又は監督の対象となる職員の自律性を高め、良好な職場風土の形成に努めなければならない。
- (2) 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他の必要な措置を講じなければならない。

##### 4. 体制の整備（条例第10条、規則第8条～第10条関係）

市長は、職員の職務に係る倫理の保持を図り職務の公正な執行を確保するため、必要な体制を整備するとともに、他の任命権者による措置及び調査に関して必要な調整を行うものとする。

新潟市における法令遵守の推進等に関する条例・同条例施行規則

1. 倫理原則等（条例第3条関係）

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であることを深く自覚し、正当な理由なく一部に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等不当な差別的扱いをしてはならず、常に市民の立場に立って公正かつ親切な態度で職務を遂行しなければならない。
- (2) 職員は、自らの行動が市全体の信用に影響を及ぼすことを常に認識し、公私の別を明らかにするとともに、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。
- (3) 職員は、職務に関する権限行使に当たっては、その関係者から贈与を受けるなど市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- (4) 職員は、他の者に教示することにより職務の公正を損ない、又は職務に不当な影響を及ぼすおそれのある情報については、秘密とするなど適切に管理しなければならない。
- (5) 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、上司の指示に従うとともに、不当な要求に対しては毅然として対応しなければならない。また、市民に対しては、この条例の趣旨等について十分な説明を行うとともに、行政の透明化を図ることにより市政に対する理解と協力を得られるよう努めなければならない。

2. 責務（条例第4条関係）

- (1) 任命権者は、職員に対する研修の実施、不当要求行為に適切な対応ができる体制の整備、公益目的通報者の保護、関係者への指導啓発等この条例の目的を達成するために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 管理又は監督の地位にある職員は、その職務に係る法令遵守及び倫理の保持について自らの責務を深く自覚するとともに、所属の職員に対して常に適切な指導を行わなければならない。

3. 体制の整備等（規則第3条～第6条関係）

本市における職員の職務に係る法令遵守及び倫理の保持(以下「コンプライアンス」という。)のための体制の整備を推進するため、新潟市コンプライアンス委員会を設置する。委員会は、各局長等（理事・行政委員会事務局長・消防局長・水道局長・教育長を含む。）で構成し、委員長は、総務局長をもって充てる。

《委員会の権能》

委員長は、職員に対して、コンプライアンスの体制の整備のために必要な助言を行い、又は措置をとるよう求めることができるものとする。

委員会は、庁内におけるコンプライアンスの意識の高揚及び体制の整備のため年間実施計画を策定し、その推進状況を把握しなければならない。

委員会は、条例の目的を達成するために必要な事項について検討し、必要な場合には関係局部に対し事務処理方法の改善等を求めることができるものとする。

## 近江八幡市コンプライアンス条例

### 1. 基本的心構え（第2条関係）

- (1) 職員は、全体の奉仕者であることを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての資質の向上に努めるとともに、常に公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- (2) 職員は、職務の遂行に当たっては、市政が市民の信託によるものであることを認識し、法令遵守の姿勢のもと、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。
- (3) 職員は、提供することにより、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼすおそれのある情報を除き、積極的に情報を提供しなければならない。

### 2. 責務（第3条～第5条関係）

- (1) 職員は、職務の遂行に当たっては、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかななければならない。  
また、違法又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為(不作為を含む。)を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。
- (2) 管理監督者は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。
- (3) 任命権者は、行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、本市に関係する事業者等への指導啓発を行い、職員の遵守すべき事項を定めるとともに、庁内体制の整備等必要な措置を講じるものとする。

## 近江八幡市職員倫理規程

### 1. 基本的な心構え（第3条関係）

- (1) 職員は、全体の奉仕者として公務を民主的かつ公平に運営すべき責務を深く自覚し、公正な職務の遂行にあたるとともに、常に公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。
- (2) 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識し、自らを厳しく律するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のためにもちいてはならない。

### 2. 遵守事項（第4条・第5条関係）

- (1) 職員は、市民の理解と信頼を得るため、公費の適切な執行を確保するとともに、自ら職務執行のあり方について常に自己点検をするよう努めなければならない。
- (2) 管理監督者は、その職責を十分に自覚し、常に率先垂範して公正な職務の執行及び厳正な服務規律の確保を図るとともに、職員に対する指導監督に努めなければならない。

また、職場においてこの規程の遵守及び服務規律の徹底に関し、常に注意を払い、職場研修の実施等により職員相互の注意の喚起を促すとともに、職員に対して必要な助言・指導及び職員の相談に応じなければならない。